

業務規程の変更について

業務規程の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。
変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更

【該当条文：附則（令和元年7月1日）第3条、附則（令和 年 月 日）
第7条】

- ・容量市場における経過措置対象となる電源を、「安定電源」及び「変動電源（単独）」とする旨規定

2. 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設

【該当条文：附則（平成29年9月6日）第4条、第8条、附則（令和元年
7月1日）第2条、附則（令和 年 月 日）第2条から第6
条】

- ・東北東京間連系線増強工事等の特定負担者について、東北東京間連系線の混雑発生時のエリア間値差の精算を行うため、特定負担計画の管理等、特定負担者の取扱いに関する内容等を規定

3. その他の規定の変更

(1) 東北東京間連系線の管理方法の変更

【該当条文：別表10-1及び別表10-2】

- ・東北東京間連系線の潮流をフェンス潮流で運用管理する旨を規定

(2) 東京中部間連系設備の対象設備の変更

【該当条文：別表10-1】

- ・飛騨信濃周波数変換設備を東京中部間連系設備の対象設備の一つに加えて管理する旨を規定

(3) 容量市場関係規定の表現等の変更

【該当条文：第32条の9、第32条の14から第32条の16まで、
第32条の22、第32条の23及び第32条の36】

- ・容量市場関係規定の表現等を業務の趣旨に合わせて変更

以上

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月1日施行 令和<u>2</u>年<u>2</u>月<u>1</u>日変更</p> <p>業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月1日施行 令和____年____月____日変更</p> <p>業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(変更履歴)	(変更履歴)
平成27年4月1日施行	平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更	平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更	平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更	平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更	平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更	平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更	平成29年9月6日変更
平成30年4月1日変更	平成30年4月1日変更
平成30年6月29日変更	平成30年6月29日変更
平成30年10月1日変更	平成30年10月1日変更
平成31年4月1日変更	平成31年4月1日変更
令和元年7月1日変更	令和元年7月1日変更
	<u>令和2年2月1日変更</u>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(電源等情報の審査及び証明書の発行) 第32条の9 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報が登録された旨を証明する電源等情報の登録証明書(以下「電源等情報登録証明書」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。 4 (略)	(電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録が完了した旨を通知する。 4 (略)
(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みが不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。	(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込み内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込み内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。
(期待容量の登録申込みの受付) 第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報登録証明書を保有している市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。	(期待容量の登録申込みの受付) 第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報の登録を完了した市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。
(期待容量の審査及び証明書の発行) 第32条の15 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションの参加に必要な資格証明書(以下「メインオークション参加資格証明書」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。	(期待容量の審査及び登録完了等の通知) 第32条の15 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションに参加できる旨を通知する。
(応札の受付、変更、取消) 第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオークション参加資格証明書を保有する市場参加資格事業者(以下「メインオークション参加資格事業者」という。)から応札を受け付ける。 2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報(以下「応札情報」という。)は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は本機関が発行したメインオークション参加資格証明書に記載された容量を超えないものとする。 3 (略) 4 (略)	(応札の受付、変更、取消) 第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオークションに参加できる市場参加資格事業者(以下「メインオークション参加資格事業者」という。)から応札を受け付ける。 2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報(以下「応札情報」という。)は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前条第6項に基づき通知された応札の上限容量を超えないものとする。 3 (略) 4 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)																																																																		
(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の22 (略) 2 本機関は、 <u>第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後</u> 、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。	(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の22 (略) 2 本機関は、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。																																																																		
(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の23 (略) 2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークション参加 <u>資格証明書</u> を発行する。	(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の23 (略) 2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに <u>参加できる旨</u> を通知する。																																																																		
(差替先電源等情報の登録申込みの受付) 第32条の36 (略) 2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、 <u>第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後</u> 、差替先電源等提供者から、隨時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。	(差替先電源等情報の登録申込みの受付) 第32条の36 (略) 2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、差替先電源等提供者から、随时、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。																																																																		
(連系線の管理) 第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。	(連系線の管理) 第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。																																																																		
別表10-1 連系線	別表10-1 連系線																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道本州間連系設備</td><td>北海道～東北</td><td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td></tr> <tr> <td>東北東京間連系線</td><td>東北～東京</td><td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td></tr> <tr> <td>東京中部間連系設備</td><td>東京～中部</td><td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備</td></tr> <tr> <td>中部関西間連系線</td><td>中部～関西</td><td>三重東近江線</td></tr> <tr> <td>中部北陸間連系設備（※1）</td><td>中部～北陸</td><td>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</td></tr> <tr> <td>北陸関西間連系線（※1）</td><td>北陸～関西</td><td>越前嶺南線</td></tr> <tr> <td>関西中国間連系線（※2）</td><td>関西～中国</td><td>西播東岡山線、山崎智頭線</td></tr> <tr> <td>関西四国間連系設備</td><td>関西～四国</td><td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td></tr> <tr> <td>中国四国間連系線</td><td>中国～四国</td><td>本四連系線</td></tr> <tr> <td>中国九州間連系線</td><td>中国～九州</td><td>関門連系線</td></tr> </tbody> </table>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備	中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備（※1）	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備	北陸関西間連系線（※1）	北陸～関西	越前嶺南線	関西中国間連系線（※2）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線	<table border="1"> <thead> <tr> <th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道本州間連系設備</td><td>北海道～東北</td><td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td></tr> <tr> <td>東北東京間連系線（※1）</td><td>東北～東京</td><td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td></tr> <tr> <td>東京中部間連系設備</td><td>東京～中部</td><td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備</td></tr> <tr> <td>中部関西間連系線</td><td>中部～関西</td><td>三重東近江線</td></tr> <tr> <td>中部北陸間連系設備（※2）</td><td>中部～北陸</td><td>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</td></tr> <tr> <td>北陸関西間連系線（※2）</td><td>北陸～関西</td><td>越前嶺南線</td></tr> <tr> <td>関西中国間連系線（※3）</td><td>関西～中国</td><td>西播東岡山線、山崎智頭線</td></tr> <tr> <td>関西四国間連系設備</td><td>関西～四国</td><td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td></tr> <tr> <td>中国四国間連系線</td><td>中国～四国</td><td>本四連系線</td></tr> <tr> <td>中国九州間連系線</td><td>中国～九州</td><td>関門連系線</td></tr> </tbody> </table>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線（※1）	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備	中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備（※2）	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備	北陸関西間連系線（※2）	北陸～関西	越前嶺南線	関西中国間連系線（※3）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																	
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備																																																																	
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備（※1）	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備																																																																	
北陸関西間連系線（※1）	北陸～関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線（※2）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線																																																																	
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																	
東北東京間連系線（※1）	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備																																																																	
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備（※2）	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備																																																																	
北陸関西間連系線（※2）	北陸～関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線（※3）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線																																																																	
（※1）東北東京間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流（以下「東北東京フェンス潮流」という。）																																																																			

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)		
(※1) 中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。 (※2) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流（以下「関中フェンス潮流」という。）により管理する。	により管理する。 (※2) 中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。 (※3) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流（以下「関中フェンス潮流」という。）により管理する。		
(運用容量の設定) 第126条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画における運用容量を算出する。 4 (略) 5 本機関は、月間、週間、翌々日及び翌日以降運用容量の各断面について、別表12-1(d)に定める公表時期までに、年間における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。	(運用容量の設定) 第126条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間における運用容量を算出する。 4 (略) 5 本機関は、運用容量について、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」に定める公開時期までに、年間における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。		
(マージンの設定及び更新の考え方の公表) 第128条 (略) 2 (略) 3 本機関は、マージンの設定の考え方に基づき、長期、年間及び翌々日におけるマージンを設定し、別表12-1(d)に定める公表時期までに、これを公表する。	(マージンの設定及び更新の考え方の公表) 第128条 (略) 2 (略) 3 本機関は、マージンについて、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」に定める公開時期までに、マージンの設定の考え方に基づき、その値を設定し、公表する。		
(マージンの算出) 第129条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 本機関は、マージンの設定の考え方に基づき、別表12-1(d)に定める公表時期までに、翌々日のマージンの値を算出する。	(マージンの算出) 第129条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 本機関は、マージンについて、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」に定める公開時期までに、マージンの設定の考え方に基づき、その値を算出する。		
(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 (略)	(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 (略)		
別表10-2 空容量の算出式 <table border="1"><tr><td>空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7) 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td></tr></table>	空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7) 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流	別表10-2 空容量の算出式 <table border="1"><tr><td>空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7、※8) 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td></tr></table>	空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7、※8) 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7) 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流			
空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7、※8) 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流			
(※1) (略) (※2) (略) (※3) (略)	(※1) (略) (※2) (略) (※3) (略)		

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(※4) (略) (※5) 関西中国間連系線の空容量は、計画潮流は関中フェンス潮流の値とする。 (※6) (略) (※7) 月間又は週間における空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。	(※4) (略) (※5) 関西中国間連系線の空容量算出に用いる計画潮流は、関中フェンス潮流の値とする。 (※6) (略) (※7) 月間又は週間における空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。 (※8) 東北東京間連系線の空容量算出に用いる計画潮流は、東北東京フェンス潮流の値とする。
附則(平成28年7月11日) <u>(供給区域別の供給実績の公表)</u> 第2条 本機関は、第168条別表12-1(b)に定めるもののうち供給区域別の需要実績及び供給実績の公表については、広域機関システム及び一般送配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。	附則(平成28年7月11日) 第2条 削除
附則(平成29年9月6日) <u>(経過措置可否判定)</u> 第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。ただし、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。 2 本機関は、経過措置可否判定にあたって、経過措置の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から、発行された間接送電権の量(以下「間接送電権発行量」という。)の通知を受ける。 3 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。 一 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画 二 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画に対して減少処理(附則第8条に定める。)を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画 (減少処理) 第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過した場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値(但し、値が負の場合はゼロ)まで経過措置計画の値を減少する(以下「減少処理」という。) 2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。 3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	附則(平成29年9月6日) 第4条 削除 第8条 削除
附則(令和元年7月1日) <u>(東北東京間連系線等の増強工事の特定負担者の約定結果の確認)</u> 第2条 本機関は、平成30年9月30日以前に接続契約を締結した、東北東京間連系線のほか、関連する地内基幹送電線の増強工事の特定負担者の前日スポット市場での取引結果について、卸電力取引所から通知を受けるとともに、その内容を確認する。	附則(令和元年7月1日) 第2条 削除

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)		
<p>附則(令和元年7月1日) (経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)</p> <p>第3条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された発電設備等(以下「経過措置対象電源」という。)に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。</p> <p>2 別表1の控除率は、容量オーケションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給年度とする容量オーケションの実施時に廃止する。</p> <p>別表1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式</p> <table border="1"> <tr> <td>経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式</td><td>容量確保契約金額 = 容量確保契約容量 × (1 - 控除率※1) × 約定価格</td></tr> </table> <p>(※1) 本機関が別途定める。</p>	経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式	容量確保契約金額 = 容量確保契約容量 × (1 - 控除率※1) × 約定価格	<p>附則(令和元年7月1日)</p> <p>第3条 削除</p>
経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式	容量確保契約金額 = 容量確保契約容量 × (1 - 控除率※1) × 約定価格		
(新設)	<p>附則(令和 年 月 日) (施行期日)</p> <p>第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>		
(新設)	<p>附則(令和 年 月 日) (特定負担計画の管理)</p> <p>第2条 本機関は、東北東京間連系線等における増強工事又は運用容量の拡大対策の特定負担による値差精算の対象となり得る者(以下、この条において「値差精算対象者」という。)から特定負担の値差精算の対象となる権利(以下「値差精算権利」という。)に係る申請の受付を行う。</p> <p>2 本機関は、値差精算対象者から前項の申請を受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</p> <p>3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。</p> <p>4 本機関は、前項の権利付与に伴い、特定負担による値差精算の対象となり得る計画(以下「特定負担計画」という。)を登録し、管理するとともに、卸電力取引所に当該特定負担計画を通知する。</p> <p>5 本機関は、附則第4条に定めるところにより特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定(以下「特定負担可否判定」という。)を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。</p> <p>6 本機関は、特定負担可否判定の結果を、特定負担による値差精算の根拠となる値として、第3項の権利を付与された特定負担計画を有する者(以下「特定負担計画対象者」という。)及び卸電力取引所に通知する。</p>		
(新設)	<p>(特定負担計画の更新)</p> <p>第3条 本機関は、特定負担計画対象者から、隨時、送配電等業務指針に定めるところにより、特定負担計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画(以下「特定負担更新計画」という。)の提出を受け付ける。</p> <p>2 本機関は、特定負担更新計画の提出を受け付けた場合には、特定負担計画の値を当該特定負担更新計画の値に更新する。</p> <p>3 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第4項で登録した値を30分単位の値に変換して更新する。</p>		

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(新設)	<p><u>(経過措置可否判定及び特定負担可否判定)</u></p> <p>第4条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定（以下「経過措置可否判定等」という。）を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。</p> <p>2 本機関は、経過措置可否判定等を行うに当たって、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から発行された間接送電権の量（以下「間接送電権発行量」という。）の通知を受ける。また、経過措置可否判定等の結果、卸電力取引所により間接送電権発行量の減少が行われた場合は、減少後の間接送電権発行量の通知を受ける。</p> <p>3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号において減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項において通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。</p> <p>一 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画及び特定負担計画</p> <p>二 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した経過措置計画及び特定負担計画</p>
(新設)	<p><u>(減少処理)</u></p> <p>第5条 本機関は、前条第3項第2号の場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値（ただし、値が負の場合はゼロ）まで経過措置計画の値を減少する。</p> <p>2 本機関は、前条第3項ただし書きの場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。</p> <p>3 本機関は、経過措置計画の登録時刻が遅い順に値を減少する。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。</p> <p>4 本機関は、全ての特定負担計画を同順位として特定負担計画の値を減少する。</p> <p>5 本機関は、同順位の経過措置計画及び同順位の特定負担計画の減少量は、減少前の経過措置計画及び特定負担計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画及び特定負担計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</p>
(新設)	<p><u>(特定負担計画の確認)</u></p> <p>第6条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、特定負担計画に基づく値差精算の利用状況等を確認する。</p> <p>一 本機関は、卸電力取引所から特定負担計画に係る入札実績（以下「特定負担入札実績」という。）の提出を受ける。</p> <p>二 本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績を照合し、特定負担による値差精算の利用状況の確認を行う。</p> <p>三 本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、特定負担計画対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、特定負担計画対象者に対して、</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）		
	<p><u>特定負担計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>四 本機関は、前各号により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。</u></p> <p><u>五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第179条第1項に基づく指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。</u></p> <p><u>特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行ったと認められた場合も同様とする。</u></p>		
(新設)	<p><u>(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)</u></p> <p><u>第7条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。</u></p> <p><u>一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源</u></p> <p><u>二 送配電等業務指針第15条の4第1項第2号ア又はイに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源（ただし、複数の電源を組み合わせる場合は除く。）</u></p> <p><u>2 別表1の控除率は、容量オーケションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給年度とする容量オーケションの実施時に廃止する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>別表1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式</td> <td style="width: 50%;">容量確保契約金額 = 容量確保契約容量 × (1 - 控除率※1) × 約定価格</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(※1) 本機関が別途定める。</p>	経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式	容量確保契約金額 = 容量確保契約容量 × (1 - 控除率※1) × 約定価格
経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式	容量確保契約金額 = 容量確保契約容量 × (1 - 控除率※1) × 約定価格		